

総務常任委員会にご説明した訂正の考え方について

平成20年2月7日

平成20年1月7日の総務常任委員会において、これまでのご意見を踏まえた訂正の考え方をご説明しておりましたが、その後、更に検討を重ねた結果、次の2点についても追加して訂正したいと考えています。

1 「市民」の定義について

「市民」という用語につきましては、権利・義務の関係から住民とそうでない方との差を明確にすべきである、とのご意見をいただいております。

この条例では、これからの新潟市の発展に、通勤・通学等で新潟市に関わる方々の力も不可欠であるとの考えから、住民と併せて「市民」としたものです。

しかし、自治体において、住民とそうでない方とは異なるものでありますので、現在の条例案の表現の仕方を修正し、住民とそうでない方の規定を分けて、それぞれを規定することにより、その違いを少しでも明確にしたいと考えています。

2 住民投票の実施の請求について

条例案において、請求者の対象に永住者等を含めることとしましたが、この請求は外国人の参政権とは全く異なるものであり、また、投票結果には拘束力がないものであると、これまでご説明し、ご理解をお願いしてきたところです。

しかし、ここに来て、国政において、永住外国人の地方参政権の議論が再燃してきました。このような中で、永住者等を含めた住民投票実施の請求についてご審議いただくことは、永住外国人の地方参政権と混同した無用の誤解を与えかねず、このことは議案提出者の本意とするところではありません。

従いまして、今回は、事案ごとに条例で定める非常設型の住民投票についてのみ、規定することとし、永住者等を含めた住民投票実施請求のあり方については、今後、国の動向も見据えながら、さらに議論を深めていきたいと考えています。

そこで、このたびの条例案には、実施の請求に関しては盛り込まない方向で訂正を考えています。